

1－（２）歴史的景観を再生するための補助制度の拡充， 景観整備機構に係る寄付金控除制度の創設等

（国土交通省）

京都市では、これまでから歴史的町並みを残す景観上枢要な地区において、建築物の外観を維持又は向上させるための修理修景の助成を行うなど、独自の保全制度を活用し、町並み景観の保全に取り組んできました。さらに平成18年度からは、歴史的な建造物が多く残る旧市街地全域を「歴史的市街地」に位置付け、保全・再生の取組を一層進めているところです。具体的には、景観重要建造物に指定した京町家などを核として、周囲の建造物も併せて外観改修を行い、「点から線」へ、「線から面」へと歴史的な町並み景観の再生を図る「新・歴史的景観再生事業」に取り組んでおります。

今後、積極的な景観重要建造物の指定に伴う修理費等の増大が予想される中、歴史的景観を再生するため、新たに創設されました支援制度である「景観形成総合支援事業」を活用することにより、京都の景観保全がより一層進むことと期待しております。しかしながら、この支援事業の適用期間が平成23年度までの5年間と短く、歴史的な建造物の保全には長期にわたり多額の経費を必要とするため、適用期間の制限のない制度への拡充を要望します。あわせて、この支援事業による補助は、道路から望見できる部分は修理・修景工事の補助対象となりますが、それ以外の部分は補助対象となる範囲が限定されているため、補助の対象範囲の拡充も要望します。

また、今後、増築等の許可を受けることができないために損失を受けた景観重要建造物の所有者への補償を求められることも想定されますので、損失の補償を行う地方自治体への財政措置を提案・要望します。

さらに、京町家の保全・再生のための施策として、（財）民間都市開発推進機構の支援を受けて景観整備機構「（財）京都市景観・まちづくりセンター」（以下「センター」という。）に設立した「京町家まちづくりファンド」（以下「ファンド」という。）の資金を活用し、京町家の改修事業を行い、景観重要建造物の指定につなげる事業を推進するとともに、景観整備機構であるセンターによる景観重要建造物の保全のための管理についても検討していくこととしています。この事業の積極的かつ安定的な展開には、ファンドの規模の拡大・充実のための支援や、税制度の整備等が不可欠です。

そこで、ファンドへの寄付促進のために景観整備機構に対する寄付金に係る税控除制度の創設、景観重要建造物の買取りに伴う税制特例の創設、景観

整備機構が交付する助成金に対する課税免除，そして，ファンドに対する更なる支援の充実を提案・要望します。

提案・要望事項

- 1 景観重要建造物の修理，買取りに対する補助制度の拡充及びその他歴史的な建造物の適切な保全に取り組む地方自治体に対する特別な財政措置
- 2 景観法に基づき，景観重要建造物に係る許可を受けることができないために損失を受けた所有者への損失の補償を行う地方自治体への財政措置
- 3 景観整備機構に対する寄付金の税控除制度の創設，景観重要建造物の買取りに伴う税制特例の創設，景観整備機構が交付する助成金に対する課税免除及び支援の充実

主要要望先：国土交通省（都市・地域整備局都市計画課景観室，まちづくり推進課都市開発融資推進室）
京都市の担当課：都市計画局 都市景観部 景観政策課長 高谷基彦 TEL 075-222-3397

<参考>

○京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区等助成事業

平成 13 年度実績	37 件	39,700 千円	予算額	40,000 千円
平成 14 年度実績	33 件	39,400 千円	予算額	40,000 千円
平成 15 年度実績	46 件	49,300 千円	予算額	50,000 千円
平成 16 年度実績	31 件	49,300 千円	予算額	50,000 千円
平成 17 年度実績	41 件	50,822 千円	予算額	60,000 千円
平成 18 年度実績	30 件	50,340 千円	予算額	60,000 千円
平成 19 年度			予算額	55,000 千円

内容：建物の外観を維持又は向上させるための修理等の補助金

○新・歴史的景観再生事業に基づく景観重要建造物助成事業

平成 18 年度実績	4 件	6,000 千円	予算額	10,000 千円
平成 19 年度			予算額	208,000 千円

内容：町並み景観の整備を図り建造物を維持するための修理等の補助金

○景観重要建造物の指定

平成 17 年度	3 件
平成 18 年度	17 件
計	20 件

○京町家まちづくりファンド

平成 18 年度京町家改修助成モデル事業
7 件